

中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会 基本制度ワーキンググループの設置について（案）

平成 23 年 6 月 日
教員の資質能力向上特別部会決定

1. 設置の目的

平成 22 年 6 月 3 日中央教育審議会に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」が諮問されたことを受け、教員の資質能力向上特別部会が設置され、これまで、8 回にわたる審議を行い、平成 23 年 1 月 31 日に審議経過報告をとりまとめた。

今後、より具体的な検討を進める必要があることから、本特別部会のもとに、審議経過報告に基づく専門的な調査審議を行うための基本制度ワーキンググループを設置する。

2. 委員

基本制度ワーキンググループの座長及び委員は、部会長が指名する。

3. 検討事項

教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策の具体的在り方について

4. 設置期間

基本制度ワーキンググループは、3. の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5. その他

(1) 基本制度ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめた時は、教員の資質能力向上特別部会に報告する。

(2) 教員の資質能力向上特別部会からの求めがあった時は、基本制度ワーキンググループの検討の経過を教員の資質能力向上特別部会に報告する。

また、基本制度ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を教員の資質能力向上特別部会に報告することができる。